

# インフルエンザによる欠席期間の報告書【明石市内保育所（園）・こども園】

保育所（園）長・こども園長 宛

《インフルエンザ罹患者》

組 名前 \_\_\_\_\_

医療機関で聞いた発症日  
を記入してください。

保護者名 \_\_\_\_\_

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
日にち											
平熱になった日に○											

《受診した医療機関》 \_\_\_\_\_ 《受診日》 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

## 【記入方法及び留意点】

- インフルエンザと診断された場合は、必ず施設へご連絡ください。
- インフルエンザの場合、以下の2つの条件を満たさなければ登所（園）できません。  
①発症した後5日経過している。②熱が下がった後2日（幼児は3日）経過している。
- ※こども園の幼稚園部分は「出席停止」の扱いになります。（学校保健安全法施行規則第19条）
- 登所（園）する日に、必要事項を記入したこの報告書を施設に提出してください。  
（医療機関で書いてもらう必要はありません。）
- インフルエンザへの罹患が疑われる場合は、この報告書を医療機関に持参してください。

医療機関で聞いた発症日  
を記入してください。

発症後、最低5日間は登所（園）できません

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
<b>例1</b>	日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27
	平熱になった日に○		○	1日目	2日目	3日目		登所（園）可能	
<b>例2</b>	日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27
	平熱になった日に○					○	1日目	2日目	3日目

熱が下がった後3日間は登所（園）できません

## 《インフルエンザでのご家庭での注意点》

- ・元気がなくなった、何度も吐く、咳で夜眠れないなど、いつもと違う様子がみられた際は、早めに病院を受診してください。
- ・異常行動が見られることもあるため、発症後、発熱している間はお子様が一人にならないようにしてください。
- ・けいれんを起こしたとき、呼びかけに応答しないときは、至急、病院を受診してください。
- ・発熱や咳が続くなど症状が残るときは、再度受診してください。